

【令和6年度】

- ①法 20 条第 1 項に基づくもの（入院） ・ ・ ・ 入院勧告に係るもの
- ②法 20 条第 4 項に基づくもの（入院延長） ・ ・ ・ 入院勧告延長に係るもの
- ③法 37 条の 2（適正医療） ・ ・ ・ 結核の外来医療に係る公費負担申請

（件）

名 称	①	②	③
阪神南・阪神北感染症診査協議会	28	68	129
東播磨感染症診査協議会	6	7	68
北播磨・中播磨感染症診査協議会	14	25	70
西播磨感染症診査協議会	14	31	38
但馬感染症診査協議会	4	7	13
丹波感染症診査協議会	9	20	42
淡路感染症診査協議会	6	5	23
計	81	163	383